

軍事で命は守れない!

今こそ旬“9条”を実現させましょう!

殺すな!

ウクライナ戦争を一日も早く停戦!! 戦争煽るな! ロシア軍は今すぐ撤退!

ウクライナへのロシアの軍事侵攻…戦争状態が2ヶ月以上続いています。

多くの市民が多くに戦闘員が死んでいます。

多くの市民が、多くの兵士が傷ついています。

“街”が崩壊しています。

500万人以上の“女性と子ども”が国外へ避難。

私達は「殺すな!」と声を上げ、今すぐ停戦を実現させる努力をしましょう。

世界中が武力で戦う「第三次世界大戦」(核戦争)への突入を止めましょう。

米国・NATOの軍事勢力の東方拡大、2014年以降8年間で米国からウクライナへの武器の提供 3000 億円、ウクライナの NATO 化の推進(「米国は兵隊を送らない、戦わない。でも資金と武器はたっぷり送る」「ウクライナは最後まで戦え」「NATO は武器と資金を送る」とロシアののど元に刀を突きつける状況があつたとしても、ロシアがウクライナという独立国家に軍事侵攻するのは国際法違反であり許せません。

多くの人が殺されています。このまま戦争が続けば更に死者が、不幸が増えます。“今すぐ停戦!”するよう世界中の人々・国が努力する必要があります。

チョムスキーガ言っています。仮定の話の形を取って「メキシコが中国と軍事同盟を結び人民解放軍から軍事援助されるようになったら米国は黙っているだろうか?かつてのキューバ危機を思い出せば分かること。そのようなことをウクライナで米国がやっているのです。米国は戦いを煽るのでなく停戦するよう動くべき。」と。

ロシアの国際法違反の侵攻・ウクライナの戦争状況を見てドイツは軍事費を米国が要求していたGDP2%に拡大すると表明。スエーデン・フィンランドもNATOに参加したいと西欧に軍事主義が拡大しています。

米国とNATOが軍事的に一体となってロシアの力を弱めるために動いています。

翻って東アジアでは米中対立。「台湾有事が 6 年以内に」という米国の一人の司令官の言葉が独り歩きし戦争準備(これを抑止力の強化というのか?)の動きが。アメリカの対中国包囲網戦略に日本・オーストラリア・英国・オランダ・韓国・台湾・(インド)が動き出して“アジア版NATO”を言い始めています。

南西諸島に自衛隊の地対艦ミサイル基地が作られ「日米共同作戦計画」も準備されています。オスプレイ・水陸機動団・護衛艦の空母化と日本も米国の対中国戦略に積極的に入り込んでいます。

世界中が軍事主義に移ってしまい「民主主義国家が専制主義国家を懲らしめる」というアメリカ・バイデン大統領の世界戦略にのつかって動き出しそうです。これって本当に民主主義?

いまこそ9条の平和主義を実現させましょう。国際紛争に武力は使わない。交渉・外

交・話し合いで解決していく努力をしましよう。

ウクライナの戦争への恐怖と不安に乗じて……

『核共有論』『敵基地攻撃能力保有』『防衛費 GDP2%に』『改憲推進論』

攻められたらどうするの？

ウクライナへのロシアの侵攻・毎日の悲惨な戦争状態から、「日本が攻められたらどうするの？」という不安の声が。

攻められるには相手国があるのだから他の国々との関係がどうなのが抜きには語れないはず。友好関係を作り上げていれば攻められることはないでしょう。だが…武力・軍事で事を決しなければと考える人が軍事拡大論を声高に語りだしています。

○**核共有論**:ロシアのウクライナ侵攻を受けて、安倍元首相が 2022 年 2 月 27 日“日本の核兵器共有”について議論すべきと発言。その後も「ウクライナが戦術核の一部を国内に残していたら果たしてプーチン大統領は侵攻に踏み切ったか…。これほど簡単に手を出せなかつたはずです。」「ドイツやベルギー・オランダ・イタリアなど NATO 加盟国的一部は米国の核を自国の基地に配備しています。…国民の命を守るために何をすべきか」といって“核共有論”を主張。

又、「日本維新の会」は 3/2「核共有や非核三原則(持たず・作らず・持ち込ませず)の見直し議論の開始を求める提言」を政府に提出。

松井代表は「核を持っている国が戦争を仕掛けている。昭和のままの価値観で令和も行くのか」と“核共有論を積極的に語り始めました。

岸田首相は非核三原則の維持を表明。でも“非核三原則の例外事例”を提示(国会答弁)。

ICAN の川崎哲さんら「核兵器廃絶日本 NGO 連絡会」は、“危機的な事態に直面する市民の恐怖と動搖を利用して議論を進めようとすることは道義的にも許されない。日本が核共有という行動に出れば周辺国も反応し軍拡のエスカレーションが生じかねません”と核共有論への抗議表明をしました。

*核共有論を議論することは非核三原則も見直そうとすることです。世論調査では「議論する」ことに賛成者が多いようですが、この場合は議論一般ではなく核兵器を持とうということを議論しようという動きであることに十分注意する必要があると思います。核共有ではなく核兵器禁止条約の批准に向け議論すべきです。

○**防衛費(軍事費)GDP2%論**:自民党安全保障調査会の政府への提言では「力による一方的な現状変更は東アジアにおいても例外ではない」「防衛力の抜本的な強化は一刻の猶予も許されない。」「GDP2%国防費を共通目標とする NATO 加盟国と同様の水準確保を求め 5 年以内に必要な予算水準の達成を目指す。」と。

*GDP2%は約 11 兆円。一般会計の国家予算 10%が防衛費となり世界第三位の軍事費となります。米国からの高い軍事装備品の爆買い、日本の軍産複合体への財政的裏づけになるだけです。教育・医療・福祉への支出に 11 兆円を使つたらどんなにか人間の命と生活を守る国になることか…ちなみに全国の学校給食費無償化は 5000 億円で実現出来るのです。

○**敵基地攻撃能力保有**:自民党の提言では名前を「反撃能力」と。攻撃対象は「相

手国のミサイル基地に限定されるものではない」「指揮統制機能も対象とする」と。

*名前を変えても敵基地攻撃能力であることには変わりがありません。それ以上に相手国の中核機能までも反撃対象とするなどと、対象に際限がなくなってしまいます。“専守防衛”のこれまでの国是を実質的に否定するもの。集団的自衛権行使として米軍戦略の一端を担う軍事行動を「国家安全保障戦略」「防衛大綱」「中期防」の3つの文書の中にきっちりと入れようとするものです。

自衛隊を作ったときの「防衛のための実力部隊」といった曲がりなりにも国民を納得させるために作った自民党としての大義名分もなくなってしまいます。すでに毎年の防衛予算で敵基地攻撃能力の装備が整備されています。護衛艦「いづも」の空母化・スタンドオフミサイル・F35Bなどつぎつぎと。「おかしい!NO!」と声を上げましょう。

○改憲推進の動き:衆議院の憲法審査会は毎週行われなぜか憲法改正に向かうめり。自民党の改正案は2018年4つの項目が出されていますが最も危険なのが「9条への自衛隊明記」と「緊急事態条項」です。

«9条への自衛隊明記»

9条1項、2項はそのままです。

9条の2で:前条の規定はわが国の平和と独立を守り国および国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げずそのための実力部隊として法律の定めるところにより内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

2項:自衛隊の行動は法律の定めるところにより国会の承認その他の統制に服する。

*「9条1項2項」はそのままでも「9条の2の1項・2項」を新しく設定すると『後法は前法に優先する』の法律の大原則から言って「9条の2の1項・2項」の内容が優先されるのです。そして9条の2「必要な自衛の措置をとる為実力組織として…自衛隊を保持する」の内容は国連憲章の認める個別的自衛権と集団的自衛権を持つ自衛隊を持つことになり安保法制で規定された以上の集団的自衛権行使のできる自衛隊を国家組織のひとつとして保持することになります。

米国の軍隊と、オーストラリアの、そして英国の軍隊と共に鬪う普通の国の軍隊としての自衛隊が宣言され、日本は武力で国際紛争を解決する国へと憲法上もなったと世界に向かって発信することになるのです。日本国憲法の平和主義は100%否定されます。

«緊急事態条項»:内閣の職務を規定した73条に

「73条の2」として:“大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定の暇がないと認める特別の事情があるときは内閣は法律に定めるところにより国民の生命・身体・財産を保護するため政令を制定することができる。”

64条の2:“…衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは…出席議員の3分の2以上の多数でその任期の特例を定めることができる。”

*国家権力(内閣)が立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限・国家

緊急権を行使する緊急事態条項を内閣の職務の追加の形で記載しようとしている。内閣が国会に代わって「政令」という形で法律と同じ効力のものを制定できるとなると内閣総理大臣の思いのままです。

「災害」は自然災害だけでなく武力攻撃災害も原子力災害も入り、大ストライキも反戦デモも含まれる可能性があります。ファイマール憲法下でヒットラーが独裁政権を作り出した緊急事態条項と同じです。

新型コロナウイルス感染症対応も自然災害時の対応も法律の規定があり、憲法により強権的な白紙委任のような権限を規定しなくとも事態対応はできるのです。

ただそのときの政府がまじめに真剣に対処しようとするかが問題だったのは今回のコロナパンデミックでの政府の対応を見ても分かります。コロナパンデミックが 2 年以上たつても検査・治療・医療体制が出来ていない、作ろうとしない政府の失政が問題であり、憲法に緊急事態条項がないから解決できないではありません。

「改憲発議に必要な国会議員三分の二」。衆議院はすでに多くが改憲を主張する議員。7 月に行われる参議院議員選挙が大切です。改憲にとっての“黄金の 3 年間”にさせないためにも“改憲 NO”的意思を示していきましょう。

攻められたらどうするの?といった不安の中世界中がそして日本の中でも軍事・武力で対応しようとする声が勢力を増しています。

でも本当に敵基地攻撃能力を持って中国包囲網を作ることが戦争の抑止力になるのだろうか。かえって戦争・紛争の種をまくことになるのではないかだろうか。NATO という軍事同盟と同じ水準の軍事力を持つ自衛隊を作つて米軍の世界戦略の一角を担うことが平和を作り出すのでしょうか。軍拡競争の不安定な地域を作り出すだけなのでは?

“武力で平和は作れない”ことは現実が示しています。NATO の東方拡大、アメリカ・ウクライナ一体になっての軍事の増強が戦争の危険性を増やすだけだったことからも、“武力で攻めていかない国になると同時に武力で攻められない国になるような関係性を周辺国との間で作り出す交渉・外交のできる国を作る必要があるのではないかでしょうか。私達はそのような国にならうと戦後 70 年間以上目標として国是としてがんばってきたはずです。戦争になつたら殺し殺される関係が支配します。異常な殺し合いが戦争では行われてしまうことはこれまでの歴史から私達は学んだはずです。

9 条の平和主義は“今こそ旬”です。改憲でなく、軍備増強でなく憲法の目指すべき社会をどう創っていくのか「コロナパンデミック・新自由主義の失われた 30 年、ウクライナ戦争」をきちんと見つめ・総括する中から掴み取っていきましょう。

一人ひとりの個人の尊厳を尊重する社会を

殺すな！　生きさせろ！